

## 日本は戦争をするのか—集团的自衛権と自衛隊

### (安倍政権の2年間)

#### 1 手段としての「富国強兵」

富国・アベノミクスによる株高、円安の演出。財政再建を目標に政権の安定化を画策

↓↓↓↓↓

強兵・自衛隊を積極活用した安全保障政策への誘導

↓↓↓↓↓

最終目標は憲法改定（母方の祖父、岸信介さえできなかった改憲、次には自主防衛へ＝対米自立）

#### 2 独裁に等しい閣議優先、国会軽視

国家安全保障政略、防衛計画の大綱、中期防衛力整備計画を閣議決定

↓↓↓↓↓

7月1日の憲法解釈の変更による集团的自衛権の行使容認

※あり得ない事例をみせて国民をトリックにかける手口

↓↓↓↓↓

日米防衛協力のための指針（ガイドライン）を先行、安全保障法制は後回し

※閣僚による集团的自衛権行使容認の既成事実化

### (安倍首相のウソー昨年7月、閣議決定後の記者会見)

1 「集团的自衛権が現行憲法で認められるのか」という抽象的な議論ではない。現実に関わり得る事態に現行憲法の下で何をなすべきかという議論だ」

↓↓↓↓↓

米輸送艦で運ばれる日本人母子。これを警護できない自衛隊

↓↓↓↓↓

そんな母子はいない。

「最終的にはアメリカから断られました」（1999年3月18日衆院日米防衛協力指針委、中谷元委員）

(参考) 日米ガイドライン（1997年9月23日）

1 周辺事態で「日米両国政府が各々主体的に行う活動における協力」

①非戦闘員を退避させるための活動

「日本国民又は米国国民である非戦闘員を第三国から安全な地域に退避させる必要が生じる場合には、日米両国政府は、自国の国民の退避及び現地当局との関係について各々責任を有する。日米両国政府は、各々が適切であると判断する場合には、各々の有する能力を相互補完的に使用しつつ、輸送手段の確保、輸送及び施設の使用に係るものを含め、これらの非戦闘員の退避に関して、計画に際して調整し、また、実施に際して協力する」

※日本人輸送は付け足し

日米ガイドライン・中間とりまとめ（1997年6月7日）

①非戦闘員を退避させるための活動

「緊急事態に際して、日米両国政府は、状況が許す限り、各々の国民を安全な地域に退避させる。日米両国政府は、自国の国民の退避及び現地当局との関係について各々責任を有するが、日米両国政府は、いずれか一方の政府の要請に基づき、適切な場合には、所要及び能力に関する情報を交換する」

※日本人輸送を断っている

2 「自衛隊がかつての湾岸戦争やイラク戦争での戦闘に参加するようなことはこれからも決してない」

↓↓↓↓↓

湾岸戦争は多国籍軍。では、ホルムズ海峡での機雷除去はしないのか

イラク戦争は根拠があいまい。確実な米国のウソで始めた戦争であること

小泉純一郎首相「日米同盟、信頼関係を構築していくことは、これからも極めて重要なことだと認識しております」（2004年12月9日、自衛隊イラク派遣の決定）

日米同盟の強化のための集団的自衛権を行使容認したのに米国の戦争を支援しないのか

3 「他国を守るために日本が戦争に巻き込まれるという誤解があるが、あり得ない」

↓↓↓↓↓

政府の思考停止

(参考)「朝鮮半島で戦争の火花が散り、自衛隊が介入しても日本が無事だと思うならば、それより大きな誤りはない」(2013年3月17日、朝鮮労働党機関紙「労働新聞」)

↓↓↓↓↓

K半島事態対処計画(防衛庁・防衛省)

一個軽歩兵師団、港湾・重要防護施設の破壊、弾道ミサイル、27万人の難民

### (与党協議のウソ)

1 昨年の与党協議で安保法制懇の10事例が15事例に増加!

(集団的自衛権の事例)

事例8 「邦人輸送中の米輸送艦の防護」

事例9 「武力攻撃を受けている米艦艇の防護」

事例10 「米国が攻撃を受けた際の強制的な停船検査」

事例11 「米国に向け、わが国上空を横切る弾道ミサイル迎撃」

事例12 「有事の弾道ミサイル発射警戒時の米艦艇防護」

事例13 「米本土が武力攻撃を受け、わが国近隣で作戦する米艦艇防護」

※ 以上すべてが「米国防衛」関連

事例14 「国際的な機雷掃海活動への参加」=集団安全保障

事例15 「民間船舶の国際共同護衛」=同

8 集団的自衛権を縛る5条件の意味

① 日本と密接な関係にある国が不当な攻撃を受けた場合

② 放置すれば日本の安全に大きな影響が及ぶ場合

③ 攻撃を受けた国から明示的に要請があった場合

④ 第三国の領海・領土を通過するには許可が必要

⑤ 首相が総合的に判断し、原則国会の事前承認を受ける

※ 「明示的な要請」「首相判断、国会承認」で間に合わない。事前調整が不可欠

## (今後、安倍政権下の4年間)

### 1 衆院選挙の勝利により、「国のかたち」を変更

6月、安全保障法制の強行裁決

↓↓↓↓↓

年末には防衛大綱、中期防の再改定？

※「統合機動防衛力」に加え、情報収集機能強化（中東、アジア）

↓↓↓↓↓

2016年度より、自衛隊の海外活動本格化にらみ防衛費の増加？

※数年内に防衛費6兆円突破か、自衛隊は増員へ（30万人体制へ）

※海外派遣による「戦場死」の発生

### 2 「戦う自衛隊」に合わせる憲法改定

2016年7月の参院選挙で与党3分の2の確保を目指す

※2017年4月の消費税10%を前にした駆け込み消費により景気好転？

↓↓↓↓↓

2018年に憲法改定の国民投票？

※公明党の主張する環境権を加え、同時に自民党の求める緊急事態条項を追加

※同時、もしくは第2弾国民投票で9条改定、国防軍の設置を明記

### 3 「安全保障のジレンマ」か、「それなりの安定」か

安倍政権の長期化を見越した中国、韓国との緊張緩和

もしくは…

安倍首相の歴史修正主義が鮮明化し、中国、韓国と対立が深化

※米国は安倍政権を警戒しつつも安全保障面で日本（自衛隊）を本格活用へ

↓↓↓↓↓

手始めに中東の戦いで「後方支援」の自衛隊派遣を要請

戦場死があれば、自衛隊にも、国民にも変化

↓↓↓↓↓

憲法改正は、いきなり9条から

## 資料

### ※「日米安全保障条約」

#### 第5条

各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従って共通の危険に対処するように行動することを宣言する。(略)

#### 第6条

日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。(略)

※「日本国の施政下」が安保の対象範囲。集団的自衛権行使の議論では触れていない

※「見合い」の第6条が空文化することを恐れているか

### 「日米ガイドライン」

#### 基本的な考え方及び前提

1 日米安全保障条約及びその関連取極に基づく権利及び義務並びに日米同盟関係の基本的な枠組みは、変更されない。

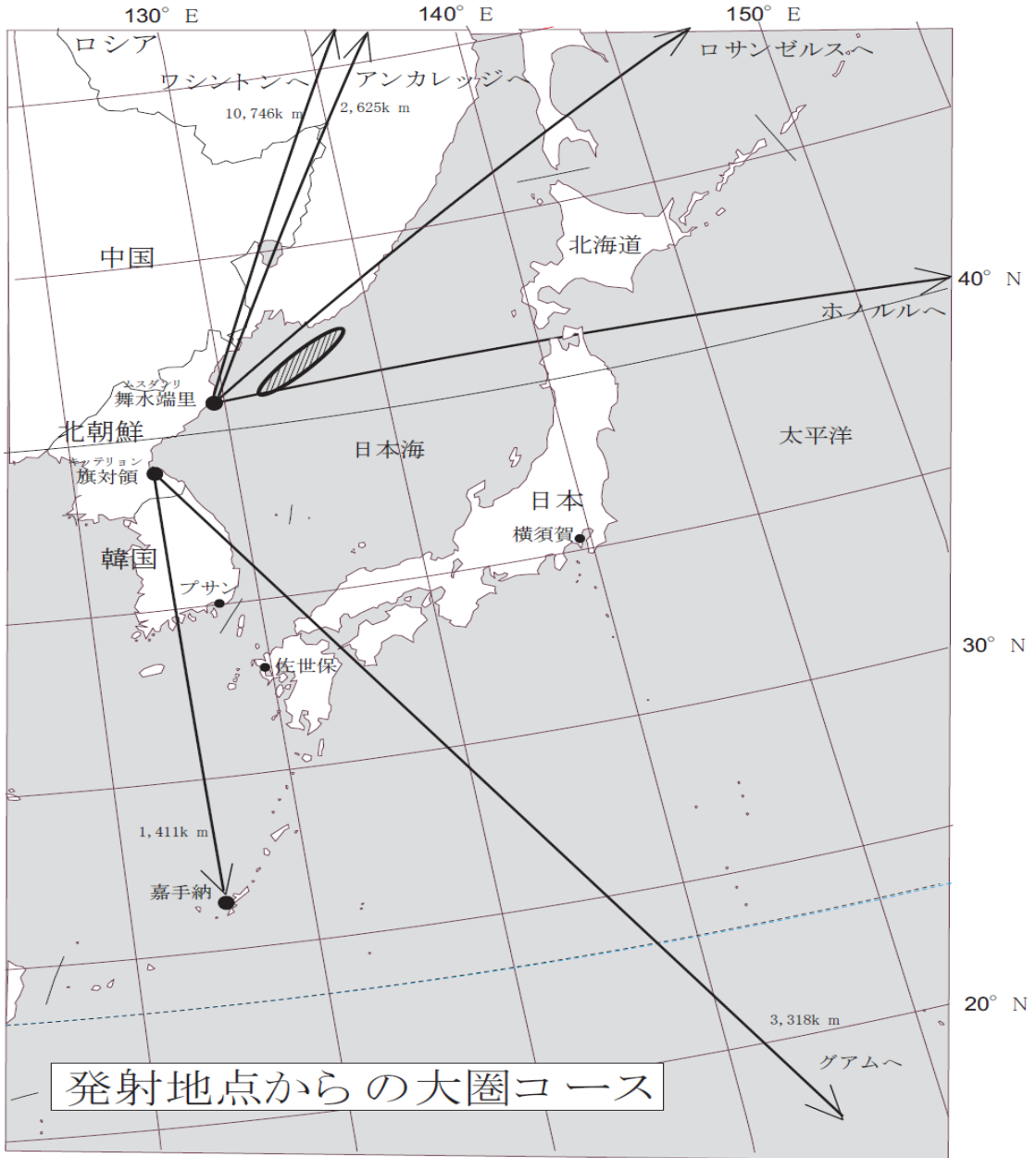
2 日本のすべての行為は、日本の憲法上の制約の範囲内において、専守防衛、非核三原則等の日本の基本的な方針に従って行われる。(略)

※日米ガイドラインを大幅に変えないと、集団的自衛権行使はできない

※ガイドライン改定だけでは、集団的自衛権の行使容認は無理のはず

### 弾道ミサイルの飛翔ルート

※次ページ



斜線部分の海域は、防衛庁が発表した3番目のミサイル(テポドン系)以外の推定落下地点。

13° 20' N  
144° 40' E